

Title	アリストテレスの奴隷制度論
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1920
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.14, No.12 (1920. 12) ,p.1651(1)- 1681(31)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19201201-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

た其の維持の爲めに財産を必要とせること明かなり (Pol. I. 2.)。Economica はクセ
ノフオーンの *Economicus* 以來希臘文献の特色ある標式と爲りて Antisthenes, Xenoc-
rates, Philodemus, Lampascus の Metrodorus, Hierocles, Dio Chrysostom, Ploutarchos. 新プラト
ン学派 Bryson, Callieratidas, Periktione 及び Phintys 等に依りて記述せられり。尙ほア
リストテレーズの書として吾人に傳存するものの中に同一表題の著書あるも、
其の第一編は恐らく Theophrastus 若しくは Eudemus の手に成り第二節は更らに遅
れて約西紀前二百五十年乃至二百年の交に後のペリパテチック學派の著せるも
のなりと云ふ (Eduard Zeller, Die Geschichte der Griechischen Philosophie, Theil II, Abtheil. iii,
Ss. 869, 944, 945.)。アリストテレーズが直接に這般の理論に貢献せるは其の「政
治學第一編に在り。

凡ゆる國家は一定の善を目的とし、而して其の最高なるものは最高の善を企圖
す。君主政治と共和政治とは管だに數に於て相違するのみならず、亦た性質に於
て同じからず、此の點に於て從來の政治論者は誤れり。國家若しくは社會の本質
を確定せんとせば、吾人は先づ其の構成要素に就きて考察せざる可らず (Pol. I. ii.)。

國家の創生は家に於て見出さる、而して又た家事關係の第一は夫婦なり。男女は
無關係に於て存在すること能はざるが故に、そは自然にして亦た必然なるものな
り。男は自然に支配す可く、女は服従す可く形成せられ、又た之れに適せり。第二
の關係は隸屬にして、人々の間に於ける不平等に基きて生じたるものなり。奴隷
は自然に服従す可く形成せらる。然れども野蠻人の間に於ける外は、妻と奴隷と
は同一に非ず。第一の關係より父系的の結合を生ず。夫婦、主従、父子の結合より
して先づ家 (*oikos*) を成す。家は日常の欲望を充足するが爲めに自然に形成せられ
たる團體なり。而して之れを組成する者を Charondas は *Quoitiuo* (同一稜槽に於て食
するの意) と呼び、クレータの Epimenides は *Ojoktiroi* (同一の竈を使用するの意) と稱す。
斯くて又た永續且つ相互の利益の爲めに多數家族の團體を生ず、之れを稱して村
(*kolon*) と云ふ。最後に多數の村が完全に相結合して一團體を成せる時、吾人は之
れを稱して國 (*polis*) と做す。是に於て完全なる獨立の目的は初めて到達せらる可
きものと稱するを得可し。人は自然に政治的動物なり (*zōon politikon*)、而して政
治的生活の創始者は正さに人類に取りて最大なる恩人なり。即ち國家は徳的に

源泉にして又た防備たる不斷の運動の主因なり、而して其の祖宗、支配者及び守護者たるの性質は「父及び王」の稱號に據りて表示せられたり。「戦争は或る者が神々たる可く、他の者が人間たる可きを示し、そは或る者を以て奴隷たらしめ、他を以て自由民たらしめたり」。奴隷は戦争の捕虜及び其後裔にして、彼れ等の征服者及び支配者は自由民なり。斯くてヘラクリトスは人類の諸品等を鑑識し且つ保存するものとして、有能と無能との間に區別を劃するものとして、又た國家を建設し社會を組織するものとして戦争を想定したること其の議論の趣旨より觀て明白なり。彼れは此の差別的價值をして十分に表現せしむるが爲めに戦争を稱揚せり。而して吾人は奴隷及び自由民の類目と共に、彼れが神と人とを同格ならしむるに由りて、如何に之れに對して重大なる意義を與へたるかを認むるなり (Fragm. 38, Fragm. 47. 参照)。即ち戦争は亦た人と神との間の區別を生せしむるなり。宛も自由民の奴隷に對すると同一の關係に於て、人間は凡庸の人間に對する神と爲るなり。而してヘラクリトスは下界に隠れて、此の濕冷窮苦の界域内に於て、より高き知覺に代へて單純なる嗅覺に限定せられたる平凡なる靈魂の群れと並びて、娑婆

世界の人間より神的實在に高昇する選ばれたる精靈あることを想定せるなり。彼れは種々なる品等の段階、種々なる功績、種々なる能力、種々なる秀性を有する諸實在の梯子を想定せるなり。(Theodor Gomperz, Greek Thinkers, A History of Ancient Philosophy, trans. by Laurie Magnus, vol. 1. 1901. pp. 71-73. 405)。(彼れが「自然論」(περί φύσεως)の斷篇は Schleiermacher 之れを Wolf 及び Buttmann の Museum der Alterthumswissenschaften, I. 中に集輯し、而して之れを説明せんことを努めたり)。

三

然るに「啓蒙期」に入るに及び、其の極端なる個人主義と相並びてキニック及びストア學派の特徴たる更らに世界一家的なる精神の開路者たるに至りたるソヒストは人間の根本價值及び親族關係説を教へ、斯くてキニック學派と等しく奴隷を以て自然の制度なりと主張する學説に對して反對論を提唱せり。ソヒストの時代は希臘に於ける「啓蒙」(Aufklärung)の時代なり。彼れ等に於て其の最大なる説明者と代表者を見出せる西紀前第五世紀の啓蒙期は第十八世紀に於けるそれと等しく、傳統的信仰に對する合理主義的反抗の時期を表示す。而して兩者は共に批

評的懷疑的反省力の運用に由りて生起せしめられたる知的革命を経ずして期待すること能はざる深玄なる哲學的研究殊に社會制度に關するの路を開けり。哲學に胚胎せる批評的精神は今や哲學其の者に反應し、知識其の者に對して批評的考察は加へられたり。ソヒストは知の主體に對して眼を向けたり。プロタゴラスは一切の認識を感覺より誘導せり。而して又、是れ等演說、推理術、雜多なる實用的知識、文學批評、公私生活上に於ける成功法の通俗的教師は凡ゆる人本主義的研究、即ち物質界の本質及び其の暗示せる諸問題に關與せずして、自己及び自己を圍繞する自然及び社會に對する其の關係を知らんとする其の努力に於ける人間其の者の精神の事業に關する凡ゆる研究の創始者なりき。哲學は天上より人界に移されたり、注意は外界の自然より轉じて人間に向へり。宗教、藝術、法律、制度は今や思惟及び科學に取りて適當なる題目として主張せられたり。

ソヒストと共に新たなる哲學的直觀の原則を生じたり、即ち主觀論相對論是れなり。一切の活動を通じて客觀的普遍的の眞理なし。吾人以上の秩序が吾人を束縛するものに非ず。一切は人間の思想傾向に基くものにして、人は即ち萬物換

言すれば、存在する物、在ると云ふ事、及び存在せざる物、無しと云ふ事の尺度と爲る

(*τὸν τὸν ἰσχυρῶν μέτρον ἡυφαιρῶτος, τὸν πᾶν ὄντων ἄκ ἔσται, τὸν ὄντων ὄντων, ἄκ ἔσται. Fr. i: Mull.*

(Fragm. Phil. ii. 130); in Plato, Theat. 152 A, 160 C, et saepe; Sext. Math. vii. 60; Diog. ix. 51.)

従來國家の存在に對する充分なる理由として承認せられたる自然(φύσις)なる名辭は今や人爲的のものに對する自然的のものとして法律(νόμος)に對立せしめられたり(Xenophon, Memor. iv. 4. 14 ff.)。ソヒストは原始自然の狀態に在りては完全なる個人主義の行はれたるを主張せり。人は禁止なくして不正を行ふことなし。「火は此の地にも波斯にも等しく燃ゆ、而も人々の正不正に關する觀念は處に依りて異なるなり」(Aristoteles, Eth. Nic., V. 7. § 2.)。

然れども人類の多數を形成し、且つ強者と争ふを不利なりと觀たる弱者は自ら不正を行はず、又た他より之れを受くることなかる可きを契約し、而して少數より成る強者を強制して彼等の決議に協力せしむるに至らしめたり。斯くて社會契約なるもの起り、是れに由りて自然は人爲の契合(*συμφωνία*)に對して其の眞の本能を讓渡し、斯くて社會は其の存在を見るに至りしなり。プラトーンの「ポリタイア」の

第二編に於て、Glaconはソヒストの理論を表明せる社會契約説を陳べて曰く「正義は不正を行ふことなく、又た受くるなきの契約なり」と。ChalcedonのThrasymachusは同書第一編に於て正義に關する理論を表明せり。「正に政府が政治社會の強者たるに由りて命ずる所のものなり」。Lycophonはアリストテレスに由りて、法は契約に由れるものにして、其の目的は個人の権利の安固なり、而して國家は何等倫理的職能を有することなしとの意見を有せるものとして引用せらる (Pol., II. 9. 33)。彼れは又た生れの貴賤は單に人々の意見に於ける相違にして實在に於けるものに非ずと主張せるものなりと稱せられたり (Aristotelesの「出生の高貴」に關する對話——Arist., Fragm. 82——より Johannes Stobaeusによりて引用せらる)。

這般の理論は其の初め道德的基礎を破壊するの意志を以て構成せられたるものに非ず、而も幾分一國の法制を以て神通の立法者の命令なりと做す古來の因襲的思想に反對せるものなり。廣義に於ける謂ゆる「徳」の專業的教師 (ἡθικὸς διδάσκαλος) として現れたる彼等は「徳」なる名辭に由りて當時一般に意味せられたる所のものを了解せり。ProdicusがHeracles及び其の他道德上の講義、Hippiasが

Nestorの口を藉りて言はしめたる忠言は、是れ等のものにして時代の倫理觀と矛盾せるものなりしならんには、決して事實其の受けたるに等しき賞讃を贏ち得ることなかりしなる可し。Protagorasは正義 (δικη) 及び義務 (αἰσθησις) の感覺を以て、神々が凡ゆる人間に許與したる賜物なりと做せり (Platon, Prot., 320 C. ff.)。Gorgiasは一般普通に思料せられたるが儘に男女、兒童及び奴隷の徳を叙述せり (Platon, Meno, 71 D. ff.; Arist. Pol. I. 13, 1260 a. 27)。遮莫とはThrasymachus、Polus及びCalicles (Gorg. 432) 曰く後者は之れをソヒストと稱し難きもの如き人々に由りて、自然の權利は強者の權利なり、凡ゆる人爲の法制は時代の權威が彼れ等自己の利益の爲めに構成せる專擅なる設定に過ぎず、若し正義にして普く稱讃せらるゝとせば、そは多數の人民が之れを以て其の利益なりと見たるの事實に發せるを主張し、人間は本來強者の遵奉するを要する凡ゆる法制に依りて拘束せらるゝの事實及び權力は唯一窮極の法律たることを否定するの手段たるに至れり。

自然と契合との對立は往々にしてDemocritus派の物理學と連結せしめられたり。即ち是れに従へば眞に存在するものは原子と空無 (τὸ κενόν) あるのみ、他の凡ゆる物、

感官に映ずる一切の世界は單に原子間の排列に外ならず、夥多なる有 (τό ἔσθλοσ) は空無と均しく存在するも、總べての物の生ずるは原子の相寄るに外ならず、其の滅するは相離るゝに過ぎざればなり。恐らく Democritus は同じく Abdera の町民なる Protagoras に比して二十才の弱齡なりしが如く、従つて其の師たりしことを信ずる能はざるも、而もアトミスト哲學は恐らく契合と自然、外觀と眞實との對偶に關する意見を弘布せしむるに與つて力ありしならん。加之ならず彼れは又た社會の始源に關し穩和なる形態に於ける社會協約説を主張せるものと見るを得可し (E. Barker, Political Thought of Plato and Aristotle, 1906, p. 37.)。

斯くてソヒストは又た奴隷制度を以て自然と觀ることを拒否したり。エリスのヒピアスは言う、余は此處に臨席せる諸君の總べては法に由りては然らざるも、自然に由りては關係ある (ὁρτυσιας, οἰκισιας) もの (親類、知己及び同一市民) と認む、即ち同様なものは自然に同様なものと親近なるものなるが、而も法は人間を支配する僭主にして屢々吾人を驅つて自然に反する幾多の強暴 (ταυρα τῆς φύσεως) を行はしむるものなりと (Protagoras, 65.)。アリストテレーズが其の「政治學第一編第四

章乃至第七章に於て論じたる奴隷制度の正當に對する攻撃はソヒスト中の或る者によりて行はれたること殆んど疑ひを挾むの餘地なきなり。Alicdamas なる修辭家は「神は凡ゆる人々を自由ならしめたり、自然は何者をも奴隷たらしめず」と言へりと傳へらる (Aristoteles, Rhet., I., 13. 傍註)。アリストテレーズの論理は奴隷制度が單に現存の事實なるが故に、又たそが強者の權利に基けるものなるが故に、其の總べてを是認せんとする者並びに惟り人間の施設に依頼し、自然に基くものに非ざるが故に其の總べてを非難する者に對して等しく行はれたるものなり。

希臘三大悲劇作者中の最後に位する Euripides は、ソヒストと等しく、著しく個人主義的なりしも、而も國家の必要を説明するに當り、舊套なる自然に依れるの形跡を有す。彼れは社會的秩序と自然の秩序との間に並行を畫し、是れに由りて法律及び政府を是認し、而して中流農民階級の支配權に左袒せり (Orestes 917-22; Supplices 399-456, 238-45; Phoenissae 535-51)。彼れは農業の重要なること及び自己の土地を耕作する小農民 (ἀγροικοί) の國家の支柱としての尊嚴を力説せり (Orestes 917 ff.; Electra 252 f.)。ユーリピーデスはソヒストと其の世界一家的の意見に於て克く一致せる

ものなり。彼れは正直なる人間は自然の貴族なり、不正の人は假令ヂューースの子若しくは之れよりも尊き生れなりとするも卑賤(*δουραναί*)なりと稱して家系の人爲的區別に反對し(*Fr.* 345 (一千八百八十五年 Nauck 版) *frs.* 54 (*Alex.*), 514 (*Melanippe*), 8 (*Electra*))。彼れは其の劇中の奴隷をして高貴なる情操を表明せしめ、而して其の貴族に纏はしむるに濫褻を以てせり、奴隷制度を非難し(*Ion* 854; *frs.* 828 (*Phrixus*), 515 (*Melanippe*)(*Nauck*); *Helena* 730) 奴役を課せるものは自然に非ずして、慣習及び名目なりと觀たり、曰く、奴隷に取りて恥辱なるは獨り名目のみなり、他の總べてのものに於ては奴隷たらしめられたる正直なる人間は自由民の品位以下に降ることなしと。

四

プラトーンは社會の始源に關する自然説に依りてソピストの社會契約説及び法を以て純然たる契合と做す其の解釋に對抗せり。彼れの思想に據れば社會の基礎其の者は永遠の正義中に設定せられたり。彼れ等は單純なる契合の結果にも、亦た悉く神通の立法者の製作にも非ずして、自然的及び人爲的要素の複雑なる所産なり。(*Laws* 889 D-E, 709 B-D 參照)。彼れに取りて重大なる意義を有するもの

は人々が出来得る限り多數の欲望を有して、悉く之れを満足せしむるに存せずして(*Gorgias* §§ 491-494 參照) 彼れ等が世界に於ける其の特殊の事業の何たるかを發見して之れを遂行せざる可らざるに在り(*Rep.* II)。彼れは國家の始源を以て個人が其の缺乏の感を満足せしむる上に於て其の自足性の缺乏せること、並びに專業及び交易の利益に求めたり。即ちプラトーンは一種の經濟史觀を有せる者とも稱し得可く、其の著「ポリタイア」の第二編に於て曰く、國家は人類相互の必要(*ἀνάγκη* *τεῶν ἑαυτῶν*)より生ず、何人も自足的(*αὐτάρκης*)なるに非ずして、而も吾人は悉く皆な多數の欲望を有す。斯くて吾人は多數の欲望を有し、且つ多數の人々は是れ等のものを補足すること能はざるが故に、或る者は或る目的の爲めに助成者を要し、他は又た他の目的の爲めに之れを要す、而して是れ等の人員と助成者とが相共に一の居所に集合するの時、此の住民の團體を稱して國家と云ふなり。而して彼れ等は相互に交易を行ひ、又た交易は彼れ等の利益たる可しとの觀念の下に、一は與へて他は受くるなりと(*Rep.* II 369 ff. *Laws*, III. 678 ff.)。

是れ等の諸欲望中に於て最も緊切なるものは食住衣なり、斯くて又たプラトー

ンは進んで農夫、建築師、織匠、靴工、恐らくは又た自己及び相互の欲望を補充する其他數種の工匠より成る最も單純なる社會又は國家を想定せり。而も彼れは是れよりして諸國家を以て事實上凡ゆる場合に於て各種の經濟的生産者が集合して社會契約を締結せるより生じたるものと思惟することなく、彼れがソヒストの社會民約説を知悉せること明かなるに拘らず(Rep. II. 359 A.)、彼れは其の「法律」に於て明確に氏族及び父權的家族よりして政治的社會は發達するものなりとの學說を唱道せり(Laws III. 676 seq.)。洵に互惠は最も原始的なる國家に於てさへ必要なるものなり(Rep. 369 C.)。分勞は此の必然的依頼より生ず。即ち彼れ曰く、吾人は或る人が其の本性に適せる一事を爲し、便宜なる時に於て之れを行ひ、而して凡ゆる他の事務を抛棄する場合には常に凡ゆる物は更らに潤澤に、更らに品質に於て良好に、而して更らに容易に生産せらるゝに至る可しと推論せざるを得ずと(Rep.

370 C. *πλείω τε ἐκαστα ὑψηλοῦ καὶ κολλίου καὶ πῶρον, ὅτι αὖ εἰς ἐν κατὰ φύσιν, καὶ ἐν κατὰ ὑγιάνην τῶν ἑλλῶν ἔργων, ἡρόδωτον. Laws VIII. 846 E. 參照)*

プラトーンは又た分業の進歩が國家の大き及び複雑の増加に依頼するの事

實を認めたり(Rep. 370C-371B)。そは職業の増加、産業の發達(Rep. 370C-D)、「小賣業者」(κολλητικός)の發生(371C-D)。彼れ等是他種の勞働に對し肉體上不適當なるものたる可きなり)及び交易の媒介物として貨幣の發明を意味す(371B; Laws 918B)。小賣業の職能を是認す可き根據は之れなくんば賣手は往々にして空しく其の財貨を賣却するの機を遷延し若しくは逸し去るの已むなきに至ることあるに存するなり。國際間に於ける分業の必要も亦た承認せられたり。輸入品(ἐπιδαρτηρίων)を必要とすることなきが如き場所に都市を建設すること不可能なるが故に、國際貿易起り、而して之れと共に商人(ἐμπόρος)及び海員階級並ひに總べて運輸業の勞働に従事する者を生ず(Rep. 370E-371A。「法律」に於ては彼れは其の原則を國際貿易に擴張することなし)。斯くて理想主義者にして又た商工業の敵として隠れなきプラトーンは其の「共和國」の根本原理より直接彼れ等を發現せしめたるなり。彼れは原始的國家に於てすら十分に發達せる商工業が其の存在に取りて必要なるを諒知せり、而して彼れが是れ等のものに對する敵意は事實單に彼れの謂ゆる其の不自然なる用に對してのみ向へるなり。Pohmannはプラトーンが一方に分業を主張

し、他方に於て單純なる生活を欲求せるの矛盾を指摘せり (Geschichte des antiken Sozialismus und Kommunismus, II, 1901, Ss. 185—)。而かもプラトーンは之れを知悉し、而して之れよりも單純なる理想は不可能なるを覺知せり。加之ならず、彼れの意見に於ては、分業の一職能は彼れ等を其の本然の任務の執行に限定し、彼れ等が純然なる貨殖の手段に墮落するを抑制するに存せざるを得ず。治者階級は自由の工匠 (*δημιουργός εὐθετής*) たる可きものなるが故に、そは又た斯くの如き職業を能力低き階級に限定するの結果と爲らざるを得ず (Rep. 395C, 434A-D. 及び同 420B-421B 参照。「法律」に於ては工匠及び交易業者は市民に非ず (846D, 847A, 918B-C)。固と是れ偏見に基けるに非ずして、更らに善美なる統治を得んが爲めなり)。其の間に又た被傭者及び奴隷より成る他の階級を生ずるなり。プラトーンは彼れが獨立の勞作者を意味したる精練ある生産者より不精練なる傭傭勞働者を以て別個の階級として區別せるなり。彼れは先づ經濟的事實として其の原則の表現を行へりと雖も、而も彼れが是れに於ける本原の興味は倫理的及び知的準則たるに在り。靴直しが終世其の職を固執するの事實は單に正義の象徴 (*εὐνομία*) たるに過ぎず

(Rep. 443C-D.)。然れども彼れは極端なる專業は偏狹にして一方的なる人物を生ぜざるを得ず、而して進歩は其の硬直に過ぐる適用を嫌惡することを了解せり。(Apol. 21C-22E.)。彼れは又た貧民が國家に由りて使傭せられざる場合には彼れ等は特殊の仕事を有せざるが故に、分業は破壊するの事實を知悉せり (Rep. 552A.)。

プラトーンが第一位若しくは最單純なる理想的國家 (*βέλτερον*) に在りては奴隷制度も戰爭も明かに存在することなし。彼れは是れ等のものを以て更らに複雑なる國家に存する必然の害惡と信じたり (Rep. II 371, etc.)。彼れ曰く、僭主は宛も全市が總べての蜂起に對し自己を防護するが爲めに聯盟しつゝあるが故に安固なるを感ずる都市に於ける奴隷所有者の如し、彼れにして荒野に誘はれて其の奴隷の間に置かれ、近く一人の自由民も存することなしと想像せば、彼れは恐怖の苦中に沈み、其の生命を救ふが爲めに凡ゆる手段を盡すに至る可し、彼れにして一切の奴隷所有者に對して宣戰せる一人民の間に輸致せられたりと想像せば、彼れは敵の眞唯中に存し、最極限の禍患中に存するなる可しと (Ibid. IX. 578.)。彼れは私生活に於てさへ絶對權の危險を感知し、而して不當なる強制を忍受し得る者殆ん

どなきを信じたり (IX. 579D)。彼れは人間の性質を以て別個の階級に絶對に分割せらるゝを許さざる單一なるものと思惟せり (Laws VI 777B)。彼れは其の第二位の理想國に於ては奴隷制度を拒否することなかりしと雖も、而も之れを以て全部族の世襲的運命と觀ずして、其の兩親の何人たるかを問はず、邪惡なる者、野蠻人又は更らに高き生活に不適當なるの觀ある者に限定せんことを欲せり (Rep. III. 415A)。要するに彼れの理想國に於ては奴隷制度は極めて鮮少なる役割を演ずるに過ぎず、爰に彼れの理想論は其の感知せる經濟的必要と奮闘しつゝあるの觀あるなり。「法律」に於ては彼れは率直に其の必要を認め農業をすらしを他の産業と等しく奴隷の手中に委ねたり (Laws 806D)。然れども彼れ等は動物として取扱はる可きものに非ず、適當なる待遇に依りて其の中に一定度位の道義及び善良なる仕事に對する功名心を發達せしめ得可き理性ある人間として取扱はる可きものなり (Ibid. VI 776D-777E)。必然彼れの目的は倫理上よりも寧ろ經濟上に存し、奴隷をして其の運命に満足せしめ、斯くて又た更らに善良なる生産者たらしめんとするに存せるなり。彼れは他の箇所にて國內に於ける被放者の存立に供へ、彼

れ等が其の舊主人よりも富裕と爲ることなかる可きを約定せるも (Laws 915A-E)。而も善行に對する報酬として自由を許與す可きを説くことなかりし (Albert Augustus Trever, A History of Greek Economic Thought, 1916. pp. 36-38; James Bonar, Philosophy and Political Economy, 1893. pp. 27-28)。 (尙ほクセノフオンの奴隷論に就きては三田學會雜誌第十二卷第十一號所載拙稿「クセノフオンの諸著に現れたる經濟論」參照)。

五

這般の傾向はアリストテリーズに至りて一層顯著と爲れり。

國家の起源に關するアリストテリーズの學説はプラトーンの如く純正に合理的のものに非ず。彼れは政治的團結に對する衝動は凡ゆる人々に生得なることを推定せり。曰く「人間は自然に政治的動物 (πολιτικόν ζῷον) なり」 (Pol. I, ii. § 6)。遮莫此の有名なる章句は「自然」に關する彼れの意見とソピストのそれとの間に於ける罅隙を示すものなり。此の文章は往々アリストテリーズが單に人間が群居的動物たるを意味せるものなるかの如く引用せらる。而も彼れは是れよりも

遙かに多くを意味したり。人間は其の最低の階級に於ては他の幾多の動物と通有なる群居性を有せり。而も人間は市邦 (polis) の人員たるに非ざれば、彼れに對して開かれたる諸般の可能性に到達することなし。一事物の眞個の「自然」は其の最粗笨、最低又は最初期の階段に見出さる可きに非ずして、其の最高なる發達に於て見出さる可きものなり、而してアリストテリーズに取りては其の強烈なる政治的、生活、其の友愛的交際に對する機會、其の藝術、其の哲學を有する希臘都市は最高の社會的組織たりしなり。斯くて若しアリストテリーズに向ひて自然に正なるものありや否やを問はんか、彼れの答は政治的、制度的より離れずして、即ちそは彼れに取りては無意味なるが故に、而も最善若しくは理想的の國家の制度に從つて正なるものは自然に正なりと云ふに存す。

彼れが奴隷制度に對する態度は正さに前述せる兩極端論の中庸を選めるものなり。彼れの時代に於てはソピストの批判は既に凡ゆる傳統的制度の根柢を動搖せしめたり、而して奴隷制度は自然に反すと做せる其の所論はキニイック學派を通じて有力なる社會學說と爲れり。奴隷に關する思想は二個の主要なる學說

中に晶化せり、一は仁愛を正義の内に包含せしめ、是れに由りて蓄奴の權利を否認し、而して他は正義を以て強者の支配と同一視し、是れに由りて純然たる強力に基礎を有するものとして斯制度を擁護するなり (Pol. I. vi. 參照)。古來の傳統的思想に依ることなくして、其の經濟的必要に於ける意識的信仰を通じて斯制度を擁護せる實際的なるアリストテリーズは此の相對立せる兩說の中道を行くなり。

彼れは自然の奴隷制度に關する古來の意見を擁護せるも、而も道義及び仁慈の基礎を脅すことなきが爲めに純然たる強力のを拒絶せり。彼れの所論は奴隷制度が人間社會に於ける自然にして且つ必然なる (ousia) 關係にして、偶發的若しくは約定的 (ephele) のものに非ずと做すに在るなり (Pol. I. iii. 參照, Trever p. 97.)。

所有産 (kechmata) は家の一部分なるが故に取得の技術 (techne) は經濟的、家事經營技術の一部分なり。所有産は有生 (zōon) 若しくは無生 (anaimon) の孰れかにして、又た生産 (poiōn) 若しくは行動 (praxis) の孰れかに關するものなり。奴隷 (doulos) は生活に資する (proōn) 有生の道具 (organon) たり。そは凡ゆる他の道具よりも更らに價值あるものなり。即ち若し凡ゆる道具が命令に従ひ、又たは其の

主人の意志を豫知して其の特殊の仕事を遂行し得ること宛も Daidalos (クレイタの迷宮を建設せる神話的技匠)の彫像若しくは火の神 Hephestusの三脚の如くにして、斯くて若し梭は自ら織り、琴は自ら弾せんか、建築師は被役者を必要とすることなく、主人は奴隷を要することなかる可し。奴隷は行動の範圍に於ける被役者にして生産の方面に於けるものに非ず。彼れは貨物の生産者 (ποιητής) に非ずして勤務 (ποικίλος) のそれなり。而して宛も財産が全然或る他のものに屬する一部分 (μέρος) に過ぎざるが如く、奴隷も亦た財産として全然其の主人に屬し、其の肉體より分離し得可きも (χωριστός) 而も其の一部分を成すものなり。尙ほ一個の人間たるに拘らず、單に財産たるに過ぎざるものは自然に彼れ自身の主人に非ずして、彼れが其の眞の存在を見出せる他人に屬するが故に、彼れは自然の奴隷たるなり (Pol. I. iv.)。

六

彼れは次いで斯くの如き性質の者が事實存在するや否や、奴隷たることは或る者に取りて正當且つ公正なりや、又た凡ゆる奴隷は自然に反するやの問題を考察

せんとせり。或る者は支配し、他は支配せらるゝは單に必然なるのみならず又た有用なり。或る者は其の出生の状態に由りて服従す可く指定せられ、他は支配す可く指定せらる。加之ならず、等しく支配及び被支配の多數の種族存す。而して支配せらるゝもの愈々善良ならんか、支配も亦た愈々善良なるなり。支配及び服従の原則は凡ゆる自然の秩序に浸徹す。そは凡ゆる性質の生物に就きて眞なるのみならず、無生物にさへ及ぶものなり。即ち奴隷の主人に従ふは尙ほ肉體の精神に、家畜の人間に、女の男に従ふが如し。或る者は其の心的、徳的の資質に於て全然他に劣りて生るゝが故に、彼れ等が奴隷たるは單に便利なるのみならず又た以て正當のことに屬す。自由の標準は心知的能力及び精力なり、純然たる肉體的能率は奴隷を標示す、即ち其の優越 (ἀρετή) の全部は純然たる肉體的活動に存すればなり (I. v.)。

然れども此の外に第二種の奴隷あり、そは自然の奴隷 (φύσει δοῦλος) に非ずして、例へば戦争の捕虜が奴隷の階級に入れるが如く、契約又たは合意に由りて生じたるもの (πρὸς νόμον δοῦλος) なり。此の種の奴隷に關しては是非の論あり、畢竟するに斯くの

如き意見の相違は總べて彼れ等が正義の何たるかに關して一致することなきの事實より生ず。アリストテレスは之れを折衷して曰く、此の種の奴隷は抽象的には不正なりと雖も、而も諸國民の慣習法に由りて是認せられたるを以て或る程度まで辯護し得可きものなり。而も其の原因を爲せる戦争が不正なる時、又は貴き生れの者が奴隷と爲るが如き場合には不正なり。彼れ等が自然なる時には奴隷と主人との間には或る程度まで利害の一致を見るも、而も征服者と其の捕虜との間の關係は彼れ等の間に自然に存するものに非ざるが故に、斯くの如きもの存することなし。奴隷は本來其の主人の一部たるものなり、而して宛も全體が病めるか若しくは一部が病める場合には他の部分も亦た之れと共に苦惱するが如く、主人と奴隷との利害は或る程度まで一致するも、而もそは一が善く支配し、他が善く服従する間のみに限れり。そは單に自然の奴隷のみに適用せらるゝものなり (I. v.)。

専制と民政 (polity) とは同じからず、前者は奴隷に對し、後者は自由平等の民に對す。家の支配者は君主的又は専制的權力を有す。主人は奴隷を支配するの道を知悉せるが故に主人と稱せらるゝに非ずして、主人なるが故に主人たるなり、而して奴隷及び自由民亦た其れ其れ同一原則に立てり。而も亦た主人及び奴隷に取りて其れ其れ適當なる一種の知識あるの觀あり。即ち奴隷は如何に行ふ可きかを知るを要し、主人は如何に命ず可きかを知るを要するなり。這般の知識は何等重大高尚なるものを包有することなし。斯くて這般の煩勞なる事務を免るゝの力ある者は之れが爲めに執事を使傭し、而して専心公務若しくは哲理の研究に従事するなり (I. vi.)。一家の主人は彼れの支配する「人」に注意し、次ぎに「財産」を顧慮せざる可らず。彼れは各人をして善く自己の能力 (energy) を實現せしむることを努めざる可らず。妻子及び奴隷は其れ其れ其の徳 (dotes) に於て同じからず。而して彼れは奴隷をして有意的に彼れ等の仕事を行はしむるが爲めには刑罰に依りて之れを強制せざる可らざるも、而も妻子は善く之れを訓練せざる可らずと主張せり (I. xiii.)。又た「經濟學」第一編は奴隷に對する主人の義務を説き、善行に對する報酬として自由を與ふ可きことを論じたり (Econ. I. v.)。

七

抑もアリストーテリースは政治上若しくは社會上の正義を論ずるに當りて之れを自然的及び法律的の二種に分ち、而してソヒスト流の主張に對せり。自然は凡ゆる所に於て不易にして且つ同一の力を有せざる可らず、然るに公正及び正當に關する人々の觀念は場所を異にするに従つて相違するが故に、總べて公正なる物は法律に基くものにして自然の正義なるものなしと做すもの即ち是れなり。彼れは倫理觀念が實際に相違せるの事實を承認せるも、尙ほ總べて此の不同の基を爲せる一致の要素の存することを論争せり。法律上の正義は合意に依るものにして、國を異にするに由りて異なること、宛も酒類及び穀物の樹の各地に於て同じからざるが如し。自然の正義は人間の正義の歸向する理想なり。恐らく自然の正義は神々の間に於ても見出さるゝを得可し。往々にして左右兩手を等しく使用し得る者あることは事實なるも、而も自然には右手は左手よりも強しと謂ふを妨げざるなり。(Eth. Nic., V, 7, §§ 14)。自然と人爲の制度とは不幸にして常に必ずしも相一致するものに非ず。然れども彼れ等の間には何等必然の矛盾存することなし。自然は常に其の目的を完全に成就するものに非ず、自由民の靈魂に

して時に奴隷の肉體中に見出さるゝことある可く、奴隷の靈魂にして自由民の肉體中に存することある可し、殊に純然たる人爲的奴隷存するが故に、奴隷制度は自然にも亦た有利にも非ずと做すの主張は幾分の眞理を包含するものなりと雖も、凡ゆる政治的正義、更らに正しく言へば市民法(τὸ πολιτικὸν δίκαιον)の歸趣は自然の正義なり、現在の奴隷は應がて自然の奴隷と一致せしむ可きものなり。アリストーテリースは自然と人爲との對偶を以て例へばプラトーンのGorgias中にCaliclesの用ひたるが如く、單に反對者をして沈黙せしむるの手段として使用せられたるソヒスト流の方法に過ぎずと做せり(Sophistici Elenchi, c. 12, 173, a. 7)。Caliclesの自然的正義、更らに正しく言へば自然の權利(τὸ τῆς φύσεως δίκαιον)は力を意味するものにして、弱者が自己の保護の爲めに締結せる契約に對立するものなり(Gorg., 484)。ソヒスト流の主張の神髓は對偶の絶對なるに存す。而もアリストーテリースは自然と人爲との間に何等絶對の對立在ることを主張せざるなり。

森を眺めんとせば、吾人は樹間より出でざる可らず、家屋の全景を觀んとせば、吾人は之れよりして一定の距離に立たざるを得ず。而して又た倫理、政治及び宗教

に關する哲學的理解に於ける最初の企圖は是れ等のものに對する反抗の形態を取つて現るるの觀あり。全然安んじて古來の制度の下に留り、其の權威を信じて疑はざる者は是れ等の物に就きて反省せんとすることなし。吾人が一度び「自然的經過の畫一を以て人間的式法の不同と對比したるの時、吾人は爰に初めて倫理學及び政治學の問題と相對す。旅行に由りて知見を啓き、地方的偏見を脱却し得たる者は往々にして「習慣は一切のもの、君主なり」と叫ばざるを得ざりき(Herodotus, III, 27-28.「狂ゆる」Cambyses が曠神を殺せる顛末及び之れに對する Herodotus の考察。遮莫、總べての人をして其の趣味に依らしめよ」と言ふは藝術批判に於ける淺薄なる準則なり。然れども、斯くの如き「印象主義」は正不正の問題に關しては更らに一層不適當なるものと爲る。之れを實際に適用せんか、そは無政府的狀態か若しくは又た往々にして成功せる僭主政治、或ひは頑冥不理なる慣習に對する澁酸たる默從を意味す。合理主義、懷疑論、悲觀說、盲目的服從は政治的及び宗教的依信の歴史に於て頗る普遍的なる旋道なり。

是れよりして逸脱す可き唯一の道は自己に對して忠實にして、惟り個人の心意に於てのみをらず、人心の具體的製作、即ち合理主義が先づ「不自然」のものとして分類するに由りて着手せる倫理的、政治的、宗教的、制度的其の者に於て條理を見出さんとせる合理主義あるのみ。是れ等の諸制度は單に一方向にのみ作用しつゝある自然の盲目的諸力として「自然」を解するの意味に於て「自然なるものに非ず、而も是れ等のものは、吾人が全宇宙としての「自然」に於て知覺する最高のもの、即ち人間の思想及び意志の結果なり。是れ等のものが單純なる自然と一致するものに非ざるの事實其の者は彼れ等が品質に於てより、高きを立證し、人間の信仰及び制度に於ける誤謬其の者は是れ等のものに於ける表出の爲めに努力しつゝある理性の證左なり。アリストテレーズに取りては「自然」は有機及び無機の全宇宙、換言すれば、必至に由つて作用する「自然」即ち無機界と、目的に向つて作用する「自然」即ち有機界とを包含するも、而も彼れは「必然」の支配することなくして、自由若しくは合理性の支配する有機界は人間に於て最も明瞭に顯現するが故に特に之れに對してそを用ひたり。斯くて「自然」なる名辭は往々にして「理想」なる文字に代る可きものと爲るなり。アリストテレーズの奴隸論は正さに這般の思想の一表現に過ぎざるなり。

(一九二〇年十一月十三日)